

社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会「一般事業主行動計画」  
(次世代法・女性活躍推進法)

男女が共に働く職場として、固定的性別役割分担意識の解消に努め、女性の職業生活と家庭生活の両立を目指し、「おだがいさま」のところで、働きやすい環境づくりを行うため事業主行動計画を策定しています。

1. 計画期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

**目標1** 計画期間内に育児休業等の取得状況を次の水準以上とする

- 男性 計画期間内に30%以上取得する
- 女性 現状の取得率100%を維持する

**【対策】**

○職場代表者会議で育児休業及び部分休業制度の周知を図る

**目標2** 家庭で過ごす時間を確保するため、時間外勤務の削減、休暇取得の推進を図る

- 月2回のサーバーメンテナンス日をノー残業デーとする
- 年次有給休暇の取得日数について平均10日以上とする

**【対策】**

○サーバーメンテナンス日以外も、管理職員は率先して定時退勤を励行する  
○年次有給休暇と特別休暇を利用した連続休暇等の計画的な取得を推奨する

**目標3** 非正規職員を対象とした研修を次のとおり実施する

- 受講率を男女ともに60%以上とする

**【対策】**

○非正規職員が自らキャリアをデザインできるような職場環境をつくる  
○令和5年度中に研修計画を立て、令和6年度から開始する